

ご遺族のかたへ

お手続きのご案内

ご親族のご不幸に際し、心よりお悔み申し上げます。
死亡届出後、様々なお手続きが必要となりますが、
本ご案内では役場にて必要となる主なお手続きを
一覧で掲載しております。
死亡届に伴い必要となるお手続きすべてを
網羅するものではございませんので
何卒ご了承ください。
ご遺族の皆さまの一助となりましたら
幸いです。
是非ご活用ください。

【開庁時間】

平日 午前8時30分～午後5時15分

玉村町役場

電話番号:0270-65-2511(代表)

ご遺族のかたへ

死亡の届け出が済みましたら、下記の該当する手続きをおこなってください。

詳細につきましては、各担当課にお問い合わせください。

死亡の記載のある戸籍が必要な場合は、記載に6日前後(土日は含まず)かかりますので、お急ぎの方は来庁する前に一度お電話で確認してからお越しください。

担当: 住民課1階①窓口 (住民係・戸籍係)

玉村町の市外局番は【0270】

Tel 64-7701

項目	手続き	持ち物
死亡者または届出人が玉村町在住の人 で他市町村で補助を受けていない人	火葬費補助金請求	補助金申請書、火葬費の領収書(原本) 火葬許可証の写し(玉村町が発行した場合不要) 通帳またはキャッシュカードの写し
印鑑登録者	印鑑登録証(手帳)の返却	印鑑登録証
住民基本台帳カードをお持ちの人	カードの返却	住民基本台帳カード
○マイナンバーカード○ 死亡後のお手続きでマイナンバーの記載が必要な場合があります。亡くなった方のマイナンバーが記載された住民票は取得することができませんのでカードの保管をお願いします。		
○世帯主の方が亡くなられた場合○ 世帯主の方が亡くなり、残りの世帯員の方が二人以上いる場合には、世帯主と一番関係が深い方(住民登録上で世帯主の次にお名前の記載がある方)を新しい世帯主として登録させていただきます。 <u>世帯主変更をご希望の方は、ご相談ください(随時)。</u>		

担当: 住民課1階②窓口 (国民健康保険係・高齢者医療年金係)

Tel 64-7702

項目	手続き	持ち物
国民健康保険加入者	喪失届、保険証の返却	国民健康保険証
	葬祭費の請求	国民健康保険証、喪主名義の通帳、葬儀代の領収書
国民年金加入者	死亡一時金、遺族基礎年金、 寡婦年金の裁定請求など	基礎年金番号通知書または年金手帳
国民年金受給者	未支給年金の請求など	年金証書、請求者のマイナンバー
後期高齢者医療被保険者	保険証等の返却・保険料の手続き	後期高齢者医療被保険者証、遺族の通帳
	葬祭費の請求	喪主名義の通帳、葬儀代の領収書
福祉医療費受給者	受給者証の返却	福祉医療費受給者証

担当: 健康福祉課1階③窓口

Tel 64-7705

項目	手続き	持ち物
介護保険被保険者	介護保険被保険者証等の返却	介護保険被保険者証等
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳、自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの人	手帳、受給者証の返却	手帳、受給者証(精神通院)、 マイナンバー
児童手当受給者	消滅届、未支払請求	児童名義の通帳またはキャッシュカード
特別児童扶養手当受給者	喪失届	手当証書

○裏面に続きます○

担当：税務課1階⑤窓口

TEL64-7703

項目	手続き	持ち物
固定資産税 (土地・建物をお持ちの人)	通知書送付先変更の手続き	

担当：都市建設課2階①窓口

TEL64-7707

項目	手続き	持ち物
町営住宅にお住まいの人	世帯員異動届、住宅返還届、 入居承継承認申請	

担当：経済産業課2階③窓口

TEL64-7710

項目	手続き	持ち物
死亡者が所有していた農地を相続した人	農地相続時における相続人の農業委員会に対する届出(農地法第3条の3)	申請書等がありますので詳しくはお問合わせください。
死亡者が所有していた森林の土地を相続した人	森林の土地の所有者届出 (森林法第10条7の2)	相続したことを証明できる書類。 詳しくはお問合わせください。

担当：子ども育成課3階②窓口

TEL64-7719

項目	手続き	持ち物
児童扶養手当受給者	喪失届	手当証書
同世帯に保育所在所児がいる人	世帯員の変更	

担当：上下水道課 別庁舎(上新田1116-3)

TEL65-6691

項目	手続き	持ち物
水道契約者(メーター器所有者)	水道の契約者と所有者変更の届出 (まずは電話でお問合わせください)	

その他の ご相談は...

不動産に係る相続登記の手続き 【令和6年4月から相続登記義務化】	前橋地方法務局不動産登記部門 027-221-4428
	群馬司法書士会 027-221-0150
	群馬土地家屋調査士会 027-288-0033
法定相続情報証明制度の手続き	死亡者の本籍地、死亡者の住所地、申出人の住所地、死亡者名義の不動産の住所地のいずれかを管轄する法務局

